

議案第六十七号

港区立区民斎場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年九月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立区民斎場条例の一部を改正する条例

港区立区民斎場条例（平成八年港区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「三一、〇〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に、「三八、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立区民斎場条例別表第一の規定は、平成二十六年四月一日以後の使用分について適用し、同日前の使用分（同年三月三十一日午後四時から同年四月一日午前八時三十分までの使用分を含む。）については、なお従前の例による。

（説明）

区民斎場の使用料を改定するため、本案を提出いたします。